

米子市下水道施設再構築事業支援に係るパートナーシップ協定書

米子市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、米子市公共下水道事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の目的）

第1条 この協定は、米子市公共下水道の整備に関し、その業務の一部の施行を乙に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資すること、及びに長期的な相互の協力の下、甲が求める米子市公共下水道事業に係る包括的パートナーシップモデル事業（次条第1項において「米子モデル」という。）において乙が支援を行うことを目的とする。

（業務の委託）

第2条 甲は、乙に対し、米子モデルの一部の業務を委託する。

2 前項の業務の委託の対象及びその範囲は、別記のとおりとする。

（土地の取得等）

第3条 米子市公共下水道の整備に関する業務（次条において単に「業務」という。）に必要な土地の取得その他損失補償は、甲が行う。

（行政上の手続）

第4条 業務を施行するため必要となる行政上の手続は、甲と乙とが協議して、それぞれ行うものとする。

（実施協定の締結）

第5条 甲と乙とは、この協定を実施するため委託する業務の内容及びその範囲、委託に要する費用の額及びその支払方法その他必要な事項について、別に協定を締結するものとする。

（この協定の効力）

第6条 この協定は、この協定に基づく全ての協定がその効力を失う日まで効力を有する。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月10日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市

米子市長

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団

理事長

(別記)

業務の委託の対象及びその範囲

- 1 米子市公共下水道に係る計画策定
- 2 内浜処理場、中央ポンプ場、皆生処理場及び淀江浄化センターほかにおける設計、工事発注、監督及び検査